

議事の経過

開議 午前10時

○尾原進一議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○佐藤暢晃事務局長 本日の出席状況を報告いたします。

定数14人、欠員1人、現在数13人、全員出席であります。

次に、教育長から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、「令和元年度の教育に関する事務の管理、執行状況の点検及び評価に関する報告書」の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○尾原進一議長 これより日程に入ります。

日程第1、議案第109号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」から議案第117号「市道の路線認定の件」までの9件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら9件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員長 川島憲彦議員。

○川島憲彦総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第110号「安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」ほか3件につきまして、審査の概要と結果の報告をいたします。

本委員会は去る12月10日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第110号「安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、投票立会人の交代が生じた場合の取扱いが規定されたことに伴い、従事時間に応じて報酬額を定めるため、現行条例を改正するものです。

所管課からは、投票立会人の交代は、突然の交代ではなく、あらかじめ決めた者との交代の仕組みであり、コロナ禍の中で、半日従事など途中交代の御希望も想定して現行条例を改正するもので、報酬の金額は条例で定めた上限の範囲で従事時間に応じて按分する予定であるとの説明がありました。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号「安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、個人住民税の所得控除等の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を引き上げるよう改正するものです。

委員からは、「この改正による税収への影響はどのくらいの見込みなのか」との質問があり、

所管課からは「試算では3,300万円程度の税収減を見込んでいるが、その税収減への財源措置は現在のところ確認できていない」との答弁がありました。

それに対し、委員から「国の決める基準であるが、現状でも国民健康保険の負担は非常に重く、この減収分が他の加入者の負担となることがないように、市長会を通じて国に強く求めてもらいたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第113号「安芸市立公民館の設置、管理及び職員並びに公民館運営審議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、数年前より地域住民が不在となり、地域住民の利用がなく、かつ昭和59年度建築で老朽化が著しい古井公民館を除去するため、行政財産としての用途を廃止するものです。

所管課からは、公民館の敷地は個人の方から無償でお借りしているため、用途廃止後は速やかに建物を解体し、更地にしてお返しする予定であるとの説明がありました。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第115号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、現行条例を改正するものです。

所管課からは、基準省令の改正では、今後高出力の電気自動車専用急速充電設備が普及することが予想されることから、その火災や感電といった事故発生のリスクを検証し必要な措置が見直された。本市においても高出力の電気自動車専用急速充電設備の設置が予想されることから、同様の改正を行うものとの説明がありました。

委員からは、特段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されております議案等の審査報告を終わります。

○尾原進一議長 産業厚生委員会委員長 千光士伊勢男議員。

○千光士伊勢男産業厚生委員長 産業厚生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第109号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」ほか4件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る12月11日、委員7人の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第109号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業のうち、一時保育事業及び病児・病後児保育事業の申請事務について、個人番号を利用することができるよう現行条例を改正するものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号「安芸市公法的収入金の督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例」についてであります。

本件は、所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正及び地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、「安芸市公法的収入金の督促手数料及び延滞金条例」ほか4条例において、延滞金の割合の特例規定における名称の変更など所要の改正を行うものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号「安芸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

本件は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令により、居宅介護支援事業所の管理者に関し、2点を改正するものであります。

その1つ目は、平成30年度に、居宅介護支援事業所の管理者の要件を「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に経過措置を設けた上で改正したが、令和3年4月1日以降は、同年3月31日時点で管理者の介護支援専門員が引き続きその事業所の管理者である場合に限り、令和9年3月31日まで経過措置の期限を延長するよう改正するものであります。

2つ目は、令和3年4月1日以降、死亡や急な退職等で新たな「主任介護支援専門員」の確保が著しく困難な場合、居宅介護支援事業所の管理者を「介護支援専門員」とすることができるものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第116号「市道の路線廃止の件」及び議案第117号「市道の路線認定の件」についてであります。

これら2件は、高規格道路の建設に関する路線の廃止1路線、認定3路線、統合中学校の建設に関する路線の廃止1路線、認定1路線、県から本市へ移管される路線の認定1路線、の計7路線について議会の議決を経ようとするものであります。

阿南安芸自動車道・安芸道路の建設に伴う周辺整備事業として、新設を予定している「トモキヨ縦線」について、委員からは「行き止まり路線のようだが、阿南安芸自動車道が東西に走れば、その側道に接道されるのか。」との問いがありました。所管課からは、「地元要望により、高規格道路の南側側道に接続し、幅員は4メートルの予定。高規格道路北側の側道に向けても、高規格道路の下にボックスが設けられ通行できるようになる。」との説明がありました。

また、県道「奈比賀川北線」の一部区間から本市へ移管予定の「栄町東の岡線」について、委員からは「現在も一部修繕工事がされているが、全ての修繕完了後に引き取るのか。」との質問があり、所管課からは「工事が令和3年3月末までに終了し、条件どおりの改良・補修を確認後に引き取るようにしている。」との説明がありました。

所管課からの説明に対して委員からは別段異議もなく、採決の結果、それぞれ全会一致で可決

すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会の審査報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○尾原進一議長　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第109号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第110号「安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第111号「安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第112号「安芸市公法的収入金の督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第113号「安芸市立公民館の設置、管理及び職員並びに公民館運営審議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第114号「安芸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第115号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第116号「市道の路線廃止の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第117号「市道の路線認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第124号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更の件」及び議案第125号「令和2年度安芸市一般会計補正予算（第6号）」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　提案いたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第124号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約の一部変更の件」につきましては、施工中の同工事において、既存の契約金額に2,366万1,000円を増額し、変更後の契約金額を3億6,466万1,000円とするため、増額の変更契約を結びたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。